

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会について

令和 5 年 1 2 月 2 2 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

令和 3 年 7 月に設置された中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、「審議まとめ」という。)においては、設置者・施設類型を問わず、幼児教育と小学校教育の連続性・一貫性を確保し全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指して、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋プログラムを推進することが必要であることが提言された。

今後、国においては、審議まとめで示された目指す方向性等を踏まえつつ、0 歳～18 歳の学びの連続性に配慮しながら、家庭や地域の状況にかかわらず全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の質を保障する施策を一層推進していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、本有識者検討会は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、「3 要領・指針」という。)に基づく幼児期における教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 3 要領・指針に基づく教育活動の実施状況等について
- (2) 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、検討を行う。
- (2) 有識者検討会に座長及び座長代理を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (4) 有識者検討会は、原則として公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認めるときは、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。

4. 実施期間

有識者検討会は「2. 検討事項」に係る議論を取りまとめたときに廃止する。

5. その他

- (1) 有識者検討会に関する庶務は、こども家庭庁成育局成育基盤企画課の協力を得て、初等中等教育局幼児教育課において処理する。
- (2) その他、有識者検討会の運営に関する事項は、必要に応じて有識者検討会にて決定する。

(別紙)

有識者検討会委員

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| ○ 秋 田 喜代美 | 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授 |
| 大豆生田 啓友 | 玉川大学教育学部教授 |
| 尾 上 正 史 | 学校法人福岡幼児学園紅葉幼稚園理事長 |
| 河 合 優 子 | 聖徳大学大学院教職研究科、教育学部教授 |
| 岸 野 麻 衣 | 福井大学大学院連合教職開発研究科教授 |
| 古 賀 松 香 | 京都教育大学教育学部教授 |
| 坂 崎 隆 浩 | 社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり
理事長、園長 |
| 佐 藤 友 信 | 江東区立東陽小学校長 |
| 汐 見 稔 幸 | 東京大学名誉教授 |
| 鈴 木 みゆき | 國學院大學人間開発学部教授 |
| 高 橋 慶 子 | 目黒区立みどりがおかこども園長 |
| 田 中 孝 尚 | 神戸大学附属幼稚園長・副園長、神戸大学附属
小学校長 |
| ○ 奈 須 正 裕 | 上智大学総合人間科学部教授 |
| 鍋 田 桂 子 | 横浜市立茅ヶ崎南保育園長 |
| ◎ 無 藤 隆 | 白梅学園大学名誉教授 |
| 若 山 育 代 | 富山大学教育学部准教授 |
| 渡 邊 英 則 | 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり
幼保園長、港北幼稚園長 |

◎：座長、○：座長代理
(職名は、令和6年4月1日現在)